

○高知県警察監察規程

平成12年 3月24日

高知県警察本部訓令第5号

改正 平成31年 4月 3日高知県警察本部訓令第15号

警察本部

警察署

高知県警察監察規程(昭和43年 8月本部訓令第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)に定めるもののほか、県警察における監察について必要な事項を定めるものとする。

(監察の目的)

第2条 監察は、県警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の保持に資することを目的とする。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特別監察とする。

2 総合監察は、所属の警察運営の全般にわたって行う監察をいう。

3 随時監察は、各所属の業務運営、職員の服務規律等について随時行う監察をいう。

4 特別監察は、本部長が特に命ずる事項について行う監察をいう。

(監察の実施計画)

第4条 本部長は、監察の実施計画を年度ごとに策定しなければならない。ただし、服務上の個々の事案に対する監察の実施計画は、その都度策定するものとする。

2 実施計画には、次の事項を含むものとする。

(1) 監察の種類

(2) 監察の実施項目

(3) 監察の対象とする部署

(4) 監察の実施時期

(5) 監察の実施要領

3 実施計画を策定したときは、公安委員会に対し、速やかに、これを報告しなければならない。

(監察の実施)

第5条 監察は、実施計画に基づいて実施するほか、本部長が組織の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに実施しなければならない

い。

2 監察を実施しようとするときは、必要に応じ、実施項目、実施時期、実施要領及び提出すべき書類その他必要な事項を当該所属長に通知するものとする。

3 監察の実施回数は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 総合監察 年1回

(2) 随時監察 年4回

一部改正〔平成31年本部訓令15号〕

(監察担当官等)

第6条 本部長は、必要に応じ、監察担当官及び監察員を指名して、その者に監察を実施させることができる。

2 監察担当官には、警務部長又は当該監察に関係のある部長若しくは首席監察官を、監察員には、監察課長、監察官、当該監察に関係のある課長及び監察補佐官をもって充てる。

3 監察担当官は、当該監察の実施を総括する。

4 監察員は、監察担当官を補佐し、当該監察の実施にあたる。

(監察補助員)

第7条 監察担当官は、必要に応じ、監察補助員を指名して監察を補助させることができるものとする。

2 監察補助員には、当該監察に関係のある職員をもって充てる。

3 監察補助員は、当該監察について監察員を補助する。

(資料の提出等)

第8条 監察担当官及び監察員は、職務上必要があるときは、関係所属長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時、場所に所属職員の出頭を求めることができる。

(監察業務への協力)

第9条 監察員及び関係所属長は、互いに緊密な連絡協調を図り、監察業務が円滑適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(監察実施上の留意事項)

第10条 監察の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 厳正かつ公平を旨とすること。

(2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(3) 非違欠陥の指摘にとどまることなく、善行及び長所の発見に努めること。

(4) 業務運営上の支障、要望事項等の発見に努めること。

(5) 関係者の人権に配慮すること。

(6) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

一部改正〔平成31年本部訓令15号〕

(秘密の厳守)

第11条 監察業務に従事し、又はかつて従事した職員は、その職務上知り得た事項について秘密を厳守しなければならない。

一部改正〔平成31年本部訓令15号〕

(監察結果の処理)

第12条 監察担当官は、監察を終了したときは、意見を付してその状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、監察結果に基づき、必要な事項を関係所属長に通達するものとする。

3 関係所属長は、前項の通達に基づき、教養の推進、事務改善その他適切な措置を執らなければならない。

(公安委員会への報告)

第13条 本部長は、公安委員会に対し、実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも1回、監察の実施状況を報告しなければならない。ただし、特に速やかに報告をすることが必要なものについては、その都度、報告しなければならない。

一部改正〔平成31年本部訓令15号〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察監察規程(昭和43年8月本部訓令第18号)は、廃止する。

附 則(平成31年4月3日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成31年4月3日から施行する。